

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
条 例	
○北海道空港条例の一部を改正する条例.....（建設政策課）	23
規 則	
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則.....（建設政策課）	23
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	23
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	24
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	24
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	24
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	24
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	25
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	26
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	26
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....	26
道立紋別病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	27
条 例	
北海道空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成18年8月15日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道条例第73号 北海道空港条例の一部を改正する条例 北海道空港条例（昭和36年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。 第7条の2第1項第3号中「免許」を「許可」に改め、同項第5号中「貨物運	

送取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「許可」を「登録」に改め、同項第6号中「貨物運送取扱事業法第23条の登録」を「貨物利用運送事業法第20条の許可」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

規

則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第113号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

（書類の提出部数）

第19条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、2部とする。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

告

示

北海道告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年8月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年8月15日

地 区 名	事 業 の 種 類	北海道知事 高 橋 はるみ 縦 覧 場 所
津別東部	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きよ、土層改良）	北海道網走支庁
第2岐阜	同 〔担い手支援型〕（暗きよ、区画整理、土層改良）	同
第2境野	同 （農道、暗きよ、土層改良）	同
第2南部	同 （暗きよ、区画整理、土層改良）	同
端 野	経営体育成基盤整備（農業用排水、区画整理、暗きよ、客土、農用地開発、同 除れき）	
寿 都	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ、農用 地改良保全）	北海道後志支庁

北海道告示第689号

道営土地改良（北矢地区農免農道整備）事業の工事を平成17年11月9日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 釧路郡釧路町中央九丁目1の3、中央十丁目55の2 |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 霧害の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |

北海道告示第691号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| 1 | 解除予定保安林の所在場所 | 目梨郡羅臼町（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 土砂の崩壊の防備 |
| 3 | 解 除 の 理 由 | 道路用地とするため |

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び羅臼町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第692号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|--|-------------------|
| 1 | 指定施業要件の変更に係る保 | 留萌市（次の図に示す部分に限る。） |
| | 安林の所在場所 | |
| 2 | 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| 3 | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| (1) | 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| | ア 主伐は、択伐による。 | |
| | イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| | ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |
| (2) | 立 木 の 伐 採 の 限 度 | 次のとおりとする。 |
| | （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。） | |

北海道告示第693号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|---|-----------------------|
| 1(1) | 指定施業要件変更予定保安林 | 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。） |
| | の所在場所 | |
| (2) | 保安林として指定された目的 | 水源のかん養 |
| (3) | 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件 | |
| | ア 立 木 の 伐 採 の 方 法 | |
| | （ア）主伐に係る伐採種は、定めない。 | |
| | （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 | |
| | （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。 | |

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 天塩郡豊富町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市・礼文郡礼文町（以上1市1町国有林。次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。 稚内市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに稚内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第694号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を名寄市役所及び音威子府村役場の掲示場に掲示した。 平成18年8月15日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 所在が不分明な者 名寄市字旭東306所在の森林について所有権を有する 田 中 英 一 (2) 通 知 の 要 旨 平成18年北海道告示第649号 (3) 掲 示 場 所 名寄市役所 2(1) 所在が不分明な者 中川郡音威子府村字咲来174の1、176所在の森林について所有権を有する 長 野 嘉 男 中川郡音威子府村字咲来215の1、215の8、215の9所在の森林について所有権を有する
--	---

する 伊 東 よし子
中川郡音威子府村字咲来215の 1、215の 8、215の 9 所在の森林について所有権を有する
する 木 島 輝 美
中川郡音威子府村字咲来215の 1、215の 8、215の 9 所在の森林について所有権を有する
する 岡 崎 明 美
中川郡音威子府村字咲来215の 1、215の 8、215の 9 所在の森林について所有権を有する
する 井 口 京 子
中川郡音威子府村字咲来228所在の森林について所有権を有する
中川郡音威子府村字咲来230所在の森林について所有権を有する
中川郡音威子府村字咲来947の 1、947の 2 所在の森林について所有権を有する
福 田 敏 行
中川郡音威子府村字咲来943所在の森林について所有権を有する
岡 田 幸 雄
中川郡音威子府村字物満内96、97所在の森林について所有権を有する
松 田 富 三

- (2) 通 知 の 要 旨 平成18年北海道告示第649号
(3) 掲 示 場 所 音威子府村役場

北海道告示第695号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。
平成18年 8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処 分 を し た 年 月 日 平成18年 7月31日
2 処 分 を 受 け た 者
(1) 商号及び代表者の氏名 東日本産業株式会社 小川奈々枝
(2) 主たる営業所の所在地 茅部郡森町字駒ヶ岳230番地の13
(3) 建設業の許可の番号 般一17渡第2509号
3 処 分 の 内 容
(1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止
(2) 営 業 停 止 の 期 間 平成18年 8月15日から 9月 3 日までの20日間
4 処分の原因となった事実
上記の者が建設業法第28条第 3 項に該当した。

北海道告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成18年 8月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路 線 名	岩見沢月形線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間
岩見沢市大和 1 条 4 丁目 2 番地先から	前		21.82mから	702.73m	――
岩見沢市 4 条16丁目 7 番 1 地先まで			90.77mまで		
	後		21.82mから	702.73m	――
			104.00mまで		

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第56号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成18年 8月15日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m / 3,400 t 級） 1 台
（ロータリ除雪車（400PS級）1 台と交換）
2 落札を決定した日
平成18年 7月28日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 北海道 T C M 株式会社
(2) 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目 7 番11号
4 落札金額
42,157,500円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
平成18年 6月16日付け北海道上川支庁告示第41号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川支庁告示第57号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成18年8月15日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック(10t級6×6専用型、ワンウェイプラウ、路面整正装置、油圧式ワンウェイサイドウイング付き)1台
(除雪トラック(10t級)1台と交換)
- (2) 除雪グレーダ(4.0m級、ワンウェイサイドウイング、シャッターブレード付き)1台
(除雪グレーダ(3.7m級)1台と交換)

2 随意契約の相手方を決定した日

平成18年7月28日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) ア 氏 名 北海道日野自動車株式会社
イ 住 所 札幌市東区東苗穂2条3丁目2番15号
- (2) ア 氏 名 北海道キャタピラー三菱建機販売株式会社
イ 住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号

4 随意契約に係る契約金額

- (1) 27,000,000円
- (2) 28,035,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道立紋別病院告示第7号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年8月15日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付す事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
全身用コンピューター断層撮影装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 限 平成18年11月30日
- (4) 納 入 場 所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院 1階CT撮影室

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 医療用具販売業の届出等をしていることを証明した者であること。
- (4) 調達をする物品等に係る迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成18年9月4日から8日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094-8709 紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立紋別病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院 別棟会議室

道 立 紋 別 病 院 告 示

（送付による場合は、郵便番号 094－8709 紋別市緑町5丁目
6番8号 北海道立紋別病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成18年9月25日 午後2時（送付による場合は、平成18年
9月22日必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道立紋別病院庶務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量270gに見合う
郵便料金に相当する郵便切手を添えて、北海道立紋別病院庶務
課に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立紋別病院庶務課

(2) 所 在 地 郵便番号 094－8709 紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 0158－24－3111 内線 305

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

Computed Tomography system 1set

B . Bid tendering date and time :

2 : 00 P. M., September 25, 2006 (Postal bid should reach us by September 22, 2006)

C . Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5-6-8,

Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan.

phone : 0158-24-3111 Ext. 305